

令和7年度 東京都立矢口特別支援学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめをなくす。
- (2) 全ての児童・生徒がいじめを行わず、及び他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが児童・生徒の心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童・生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭、児童相談所等の関係機関やその他の関係者と連携の下、いじめの問題を克服する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校において、いじめ防止・早期発見を図り、また、発生したいじめを迅速に解決するとともに、重大ないじめに対しては、外部機関との連携により被害児童・生徒を確実に守ることを目的とする。

イ 所掌事項

- 東京都いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ防止基本方針の策定及び学校ホームページによる公表
- いじめの発生防止に係る調査・研究、研修に関すること及びその啓発
- 学校でいじめが発生・発覚した際、情報の収集・整理及び外部への発信
- 外部機関との連携及び情報共有、取り組み状況の発信
- いじめが発生した際、速やかに対応策を検討・実施（加害者側への組織的な観察と指導、被害者及びその保護者へのケア）

ウ 会議

学期に1回開催する。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員会の構成

委員会は委員長及び委員をもって構成する。

- ① 委員長は、校長をもって充てる。

② 副委員長は、副校長をもって充てる。

③ 委員は、経営企画室長、主幹教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーの他、委員長が必要と認める者から構成する。

オ 任期

委員の任期は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、学校が問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

学校いじめ対策委員会の所掌事項を支援する。

ウ 会議

委員長が必要を認めたとき適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、スクールカウンセラー、学識経験者、区教育委員会、民生・児童委員、地域の代表、地域の福祉機関の責任者、保護者代表、その他 校長が必要と認める者から構成する。

オ 任期

委員の任期は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ 学校サポートチームとの連携し定期的な連絡会議を開催する。

ウ 外部専門家を活用したいじめに関する校内研修の計画・実施をする。

エ 各学級での指導や弁護士やスクールサポーター等の外部人材を活用した授業で道徳教育や情操教育を行う。

(2) 早期発見のための取組

ア いじめの発見チェックシートを活用し分析を行う。

イ 学年・学部でのケース会等で把握した情報を学校全体で共有する。

ウ 学校評価等の実態調査の実施によるいじめに係る情報の収集を行う。

エ 年2回の個別面談や日々の連絡帳等で家庭での生活状況を把握する。

オ 年3回（6月、12月、2月）「学校生活や友人関係に関するアンケート」を児童・生徒全員に行う。

(3) 早期対応のための取組

ア 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導を行う

イ 被害の子供等への東京都教育相談センターの専門家アドバイザースタッフのス

- クールカウンセラー等を活用したケアを検討・実施する。
- ウ 学校サポートチームを通じた警察等との情報共有を行う。
- エ 地域人材を活用した登下校時の見守りを検討・実施する。

(4) 重大事態（※以下）への対処

- ア 所管教育委員会への報告と連携を行う。
- イ 警察への相談・通報や児童相談所等との連携を行う。
- ウ 被害の子供への緊急避難措置の検討・実施する。
- エ 加害の子供への懲戒や出席停止の検討を行う。
- オ 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底を図る。
- カ いじめ対策緊急保護者会を開催する。

※ いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義

○1号案件「生命心身財産重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば

- *児童生徒が自殺を企図した場合
- *身体に重大な傷害を負った場合
- *金品等に重大な被害を被った場合
- *精神性の疾患を発症した場合 など

文部科学大臣決定：いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日最終決定

○2号案件「不登校重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。）

不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は欠席機関が30に二に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図る。

「不登校重大事態」に関わる調査の方針」平成28年3月文部科学省初等中等教育局

- 共通事項として、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった際は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

5 教職員研修計画

- (1) 人権教育プログラムやいじめ総合対策【第2次・一部改訂】等を活用し人権及びいじめに関する校内研修を計画・実施する。
- (2) 外部人材を活用した人権に関する校内研修を計画・実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報を収集・共有する。
- (2) いじめに関する校内研修の様子を学校ホームページにより公表する。

7 学校評価等を活用した基本方針改善

- (1) 学校評価等の評価を参考に、次年度の学校いじめ防止基本方針の改善を検討する。